

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年8月27日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 8月27日 (月) 午後 1時00分～午後 3時06分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 新妻 さえ子 君
委員 高橋 伸明 君 委員 中塚 亮 君
委員 いながわ 貴之 君 委員 須貝 行宏 君
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野 計 画 担 当 課 長
品川 財 政 課 長 小林 施 設 整 備 課 長
中元 広 報 広 聴 課 長 木村報道・プロモーション担当課長
山本 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
米田参事(総務課長事務取扱) 黒 田 人 事 課 長
立木 経 理 課 長 伊 東 税 務 課 長
齋藤 会 計 管 理 者 秋山選挙管理委員会事務局長
久保田 区 議 会 事 務 局 長

○午後1時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「所管事務調査」、「行政視察について」および「その他」を予定しております。

本日もよろしくお願いたします。

1 報告事項

(1) 平成30年度都区財政調整交付金当初算定結果について

○伊藤委員長

初めに、予定表1の「報告事項」を聴取いたします。

(1)平成30年度都区財政調整交付金当初算定結果についてを議題に供します。

説明をお願いいたします。

○品川財政課長

それでは私から、平成30年度都区財政調整交付金当初算定結果について、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。

初めに、平成30年度都区財政調整決定方針でございますが、本年2月27日の本委員会でご報告させていただいたものと同様の内容でございます。2月の都区協議会において決定をみたものでございます。都と特別区あるいは特別区相互間の財政調整について、記書き以下の方針により算定するものでございます。

内容は例年のものと同じでございますが、まず第一の基準財政収入額でございます。こちらは、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づき、標準算定を行うものでございます。第二の基準財政需要額につきましては、特別区が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、合理的かつ適正な方法によって算定するものとされております。

以上の財政調整制度の基本的な枠組みの考え方について、図でご説明いたしますので、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。

上段の都区間配分でございます。23区の市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税の三税を、東京都と特別区に分配するものです。配分割合は、特別区55%、都45%であります。

下段は、それを各区へ配分する際の枠組みでございます。左側になりますけれども、調整三税の55%である1兆228億円の95%を普通交付金、5%を特別交付金としております。右側でございますが、基準財政収入額1兆1,315億円、基準財政需要額2兆1,031億円の差額を普通交付金として配分するものでございます。また、太枠で囲んだ基準財政需要額の2兆1,031億円については、2月に合意した当初見込みの数字となります。

本日は、各区の平成29年度決算数値を用いて算定しました平成30年度都区財政調整交付金当初算定の結果を報告するものです。

それでは、2ページにお戻りください。平成30年度都区財政調整（前年度当初算定対比）でございます。こちらは、各区の算定額から都区財政調整の全体をあらわしたものでございます。

まず表の一番上、左側のところでございます。交付金の総額の欄がございます。この算出については、いわゆる調整三税といわれている、固定資産税、市町村民税法人分、それから特別土地保有税の合計が

表の平成30年度当初算定アの欄の4行目で、1兆8,544億6,699万3,000円でございます。これが都区財政調整制度において、都区で分けるべき金額の全体額でございます。

平成29年度当初算定との比較を見ますと、固定資産税が4.2%増、市町村民税法人分が10.1%増、全体としましては6.1%増で、金額にしますと1,073億円余となるものでございます。

次に、その下の欄、条例で定める割合でございます。これは55%で、23区に対する配分割合でございます。それを掛け合わせたものがその下の当年度分の欄、1兆200億円余となります。

それからその下にある精算分、これは過年度分の精算分でございます。その28億円を加えた1兆227億7,653万円が交付金の原資となるものでございます。

その内訳が、その下でございますが、まず普通交付金分、これは通常の行政需要に充てるものでございます。それは、Aと記載してございますが、全体の95%で、9,716億3,770万4,000円となります。それからもう1つ下、こちらが特別交付金分になります。災害等の特別な需要に充てられるものでございまして、全体の5%で、511億3,882万6,000円となります。

続きまして、その下のブロックでございます。基準財政収入額Bとございます。この1兆1,315億2,610万4,000円は1段下の特別区民税から、ずっと下に行きまして、地方消費税交付金特例加算額までの項目を足し合わせたものでございます。平成29年度比で83億円余の増となっております。主な要因といたしましては、地方消費税交付金が清算基準の見直し等で減となっておりますが、特別区民税が伸びたことにより、全体としては0.7%の増となっているものでございます。

その下に行きまして、基準財政需要額Cという欄がございます。こちらが2兆594億9,807万2,000円で、対前年比617億円余、率にしまして3.1%の増となっております。経常的経費は1兆8,367億4,896万4,000円で、3.2%の増、投資的経費は2,227億4,910万8,000円で、2.5%の増となっております。

そして、基準財政需要額Cの3行下が、差引額です。基準財政需要額Cから、先ほどの基準財政収入額Bを差し引いたもので、9,279億7,196万8,000円となっております。ただし、これは23区の基準財政需要額全体と基準財政収入額全体の差し引きということでございます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが、各区の基準財政収入額及び基準財政需要額の数字を出してございます。港区を見ていただきますと、基準財政収入額のほうが基準財政需要額より高くなっておりますので、普通交付金はゼロとなっております。各区の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額の合計が右下にございまして、9,440億8,848万2,000円となっております。

品川区ですけれども、この表のちょうど中ほどにあります。基準財政収入額が503億5,449万1,000円、それに対して基準財政需要額が932億9,881万円で、その差額が一番右の欄の普通交付金の額でございまして、429億4,381万9,000円となります。

2ページにお戻りいただきまして、下から4行目になります。交付額で、普通交付金の額は3ページの各区のトータルの額ということでお示しました9,440億8,848万2,000円となっております。特別交付金は先ほどご説明した511億3,882万6,000円となっております。9,952億2,730万8,000円が平成30年度当初算定額となっております。

表の一番下は、財源過不足額となっております。こちらは、上段のAと書いてある欄の普通交付金の額9,716億3,770万4,000円と、先ほど3ページでご説明しました各区の需要額の合計9,440億8,848万2,000円との差額になってございます。これについては、以後、2月末に再調整がございますので、そこで調整していくこととなっております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

都区財政調整のご説明ですけれども、資料2ページの交付金の総額で固定資産税と市町村民税法人分がこのところ増えているという状況ですけれども、増えている要因について、都と区で何らかの共通の認識があるのか。また、今後の見通しとして、どういう推移をたどっていくと都と区では認識を共有されているのか、伺いたいと思います。

それから、基準財政需要額Cの経常的経費と投資的経費についてです。これは総額が前年より増えているという状況ですが、経常的経費の中で項目として加わったもの、なくなったもの、また、投資的経費の中で項目として加わったもの、なくなったもの、そういった事業があれば、ご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長

まず1つ目の質問でございます。固定資産税と市町村民税法人分につきましては、今年度、両方とも増えておりますが、平成29年度までは法人住民税分は減少傾向であったのですけれども、企業業績の回復等があると予想しているということで、金額を上げているという状況でございます。それから固定資産税については、昨今の地価上昇が大きく影響していると思われま。

都と区の共通認識というところなのですけれども、こちらについては、東京都、全都ということになりますので、基本的には東京都の予測ということを出しているというものでございます。

それから、基準財政需要額の経常的経費と投資的経費の部分で、増になっている部分なのですけれども、財政調整交付金の算定については、いろいろと新規に算定する項目、それから算定の改善をする項目等がありまして、例えば新規で算定している項目につきましては、今回、待機児童解消の緊急対策対応経費、それから保育士の職員宿舍借り上げ等に関する事業の経費とか、こういったものが新たに算入されております。ほかにも全体として12項目が、新規算定されております。

それから、算定の改善などにつきましては、民泊とか、こういう関係について、新たに算定項目の充実をしております。全体として、算定ポイントの改善が32項目にわたってあるというような状況でございます。

○中塚委員

まず、増の要因として固定資産税については地価の上昇等、市町村民税法人分については企業の回復という見方ですけれども、私は経済評論家ではありませんが、私の実感からすると、東京に企業がより集中しているという要素が加わっているのではないかと。地価の上昇というよりも、いわゆる超高層マンションやオフィスの延べ床が増えていることが要因になっているのではないかなと私自身は見ているのですけれども、それについてはどうお考えか、伺いたいと思います。

また、経常的経費について、新規が12項目で改善が32項目という説明がありましたけれども、これらについては、あらかじめ委員会資料に載せておいていただければ、今年の変化がつかみやすいと思いますので、資料の示し方について改善を要望させていただきたいと思います。

最後に、2月末の最終調整に向けてということですが、今、最終調整の項目にはどういう事業があるのか、どの部分が調整の対象となっているのか、お伺いしたいと思います。

○品川財政課長

まず、固定資産税の関係です。確かにマンション、建物について固定資産税がかかりますので、マンションの戸数が増えているというのは要因の一つとしてあるかと思います。地価だけの要因ではなく、建物の固定資産税についても当然増加の傾向にあるということで、その部分については委員おっしゃるとおりかと思います。

それから、財源の過不足額の最終調整なのですけれども、こちらにつきましては、いろいろ細かい部分の調整が入るということで、現時点でどこにどの金額が調整として入るかというところはまだ把握ができない状況でございます。最終的に東京都が配分の割合等を見て、やっていくものでございますので、現時点では細かくどこに入るかというところはわかりかねます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) シティプロモーションの取組について（PR冊子・ワークショップ）

○伊藤委員長

次に、(2)シティプロモーションの取組について（PR冊子・ワークショップ）を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長

では私からは、シティプロモーションの取組についてご報告をさせていただきます。本日は、PR冊子、それからワークショップの実施の2点についてご説明いたします。

まず初めに、品川区のPR冊子「つなごう品川」でございます。お手元にもお配りされていると思いますので、ご覧いただきながらお聞きください。

これは品川区の魅力をカラフル、コンパクトにまとめて、区を訪れていただく方、それから区民の皆様にはわかりやすくお知らせをして、区への理解、愛着につなげていこうということが狙いでございます。観光や環境面に加えまして、データ、歴史、施策、それから地域の取組などを網羅しております。現在発行しております品川区勢要覧という冊子がございますが、こちらをダイジェストにしたような形になっております。

つなごう、つなぐという言葉でございますけれども、こちらは今年の全国シティプロモーションサミットでもテーマにさせていただきましたが、人とまち、人と人、昔と未来、都市と下町、異なる要素が出会って新たな可能性を生む創造力、それらを未来につなげていこうという意味も含まれております。

現在、日本語版に加えまして、外国語版、英語、中国語、韓国語版も作成しておりまして、全部合わせまして発行部数は1万7,000部を予定しております。

この秋から行われますイベントの会場でありますとか区内の施設、品川に視察に訪れた方々、それから品川区に入ってみようという職員の採用説明会などでも配布を想定しているところでございます。

それから、冊子版に加え、電子版といたしまして、現在、広報紙でも採用しておりますが、カタログポケットという電子書籍のアプリがございます。そちらでも配信を予定しているところでございます。

PR冊子については、以上でご説明を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の魅力発信ワークショップについて、ご説明いたします。こちらに関しましては、

区の魅力や情報発信のあり方について、区民の皆様とともに考え、新たなアクションにつなげていこうという形のワークショップを開催いたします。

テーマは、区の強みの磨き上げ、新たな魅力の掘り起こし、東京2020大会以降の魅力発信につなげるなどを考えているところでございます。

ワークショップにつきましては、3回実施した後に、区へ施策案をご提案いただくという形です。

また、この検討の一連のプロセスは動画配信を行うとともに、雑誌『Discover Japan』、これはコンビニ販売もされていて、14万部発行されている日本の魅力を発信する雑誌ですけれども、そちらにも記事の掲載を考えているところでございます。

ワークショップのファシリテーター、進行役につきましては、佐藤真一さんという方を予定しております。この方につきましては、全国各地でまちづくりの立案でありますとか人材育成など、まちの方々と一緒に地域活性化を積極的に進めていらっしゃる方でございます。

ワークショップの募集人員は30名を予定しております。

今後のスケジュール、それから周知方法につきましては、記載のとおりでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

魅力発信ワークショップということで、事業を手がけていくということですが、こういうことでワークショップを実施して、さまざまな専門家を招き、それで魅力を再発見するというのは、何かちょっと不思議な気がします。区民から見て、また、客観的に誰かにアンケートをとって、確かにこれは品川区の魅力だなというものが出てこないの、無理やり掘り起こしていくのかなという感じを与えると思うのですけれども、その辺についてはどうなのですか。

行う事業に関しても、だんだん限界と言ったらおかしいのですけれども、無理やりやっているような感じを受けるのですが、あわせてご見解をお聞かせください。

○木村報道・プロモーション担当課長

意図につきましては、皆さんがご存じの魅力もあると思いますけれども、例えば区民の方がまだ気づいていない、ほかから見るとここをもっとPRすればいいのというようなところもあるかもしれません。また、新たな切り口で発信すること、そういうことをうまく引き出させていただくことを専門家をお願いしようと考えています。そして、これからどうやってもっと打ち出していこうかなということがメインでございます。

○中塚委員

シティプロモーションが始まってから何年かたちまして、今回、こういう冊子やワークショップをつくるということなのですが、区民から、それほど熱心にやってほしいというご意見やご要望を聞くことがあまりありません。逆に品川区はシティプロモーションを進めておりますけれども、どこまでやるのかなというご意見をいただきます。

もちろん私も住んでいる者の1人として、地域の埋もれている魅力が多くの人に伝わったり、そこにスポットが当たるのは、当該地域に住んでいる者としてうれしいという気持ちになるのは、率直なところではありますけれども、随分と大仕掛けになってくると、区政上の課題における優先順位といいますか、そういうことを考え始めてしまうのです。

そういう意味では、シティプロモーションのあり方も、いろいろとご意見を聞きながら、探っていくということが必要なのかなと思うのです。

根本的な所で、品川区の人口は増えていきますし、また、訪れる方も増えていきます。地方には大変失礼ですけども、人口が減り、観光客も減り、そういうところとは全く別の都市型観光として動いているのですが、どこまで熱心に取り組むべき課題なのかということでは、今後どうあるべきなのかなという意見を持っているのです。

今後、シティプロモーションのPR冊子やワークショップなどの事業というのは、どういう方向に向かっていくのか、伺いたいと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

お尋ねの件でございます。シティプロモーション事業は4年目に入ります。ロゴをつくったりとか、まずはPRをしていきたいと思いますという形で、区が主導して進めてまいりました。マークであるとか、そういう部分はある程度浸透してきたことはあるのですが、今年度の目標でも掲げているのですけれども、区民の方々とともに進めていく、あるいは、先ほど委員がおっしゃいました自分の地域の魅力をわかってくれとうれしいという部分から、区民の方に自発的に情報発信をしていただく。そういうものと一体となって展開をしていくということで、行政が音頭をとってずっとこれからもというよりも、幅広くやっていこうという形に本年度からシフトしてまいりたいと考えております。

実際に人口は短期的に見ると増えてはおりますけれども、これからも定住人口を確保していくところでは、全国的にこれから人口減少という流れがある中で、私ども、しっかりやっていかななくてはいけないなと思っております。そういう意味では、進め方の強弱、温度差みたいな部分がこれから若干変わるとは思っているところですけども、区民の方々と一緒に進めていこう、一緒に盛り上げていこうという姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

○いながわ委員

区の魅力とは何だろうといったときに、シティプロモーションですから、子育てがいいですよ、我が区はこうですよということを日本全体に伝えていくというのがシティプロモーションでありつつも、一方では、観光という分野の中にも魅力があって、その観光の分野からシティプロモーションにつながって人を呼び寄せるという考え方もある。

魅力の位置付けというのですか。いろいろな視点で考えられるので、恐らく報道・プロモーション担当であれば、品川区の政策的な部分をPRしていくかと思うのですけれども、例えば観光関連でもこういったワークショップは恐らくやっていると思うし、オリンピック・パラリンピック関連でもいろいろなワークショップをやっていて、それだってオリンピック競技を開催するという1つの品川区の魅力という部分であるので、それをシティプロモーションにつなげようと思えばつなげられるので、他部署との連携がどうなっているのか教えていただきたい。

やはりこういうものをやるには、一丸となって取り組まないと絶対にうまくいかないと思いますし、ここでやっていることの中には、もしかしたらほかで答えが出ていることがあるかもしれないので、そういうことも踏まえて、全庁的にどういう連携をとっているのか教えていただきたい。

○木村報道・プロモーション担当課長

委員おっしゃるとおり、私どものところでシティプロモーションをやっているということは、全庁的な部分で、例えば、区の施策として観光であったり、商店街支援であったり、子育てであったり、そちらはその部門でそれぞれ情報発信をしているわけですけども、今回、まさに委員おっしゃったように、

施策に関するPRという部分では、広くこれからやっていかなければいけないというところから、その具現化ということで、この冊子の中でコンパクトにまとめご紹介をさせていただいたという部分がございます。

全庁的な連携でございますけれども、ご紹介のオリンピック・パラリンピックのワークショップを見にいかせていただいたりとか、各所管での動きみたいな部分はキャッチしながら、実際にどういう形で取組んでいけるか、あるいはどう引っ張って出していけるかということをご常日ごろ考えておきまして、これからもそういう視点で進めてまいりたいと考えております。

○いながわ委員

「つなごう品川」には、おもしろい字体が使用されていて、すごく魅力のある、手にとった人が見たいと思う冊子のような気が私にはします。また、魅力発信ワークショップでは魅力の掘り起こしという表現もあるかもしれないですが、創出とか創造力、創造性というものの欠如がないように、庁舎の中には若い新卒の方もいらっしゃるだろうし、別に経験を積まれて入ってこられた中途の方もいらっしゃると思うので、いろいろな視点から総合的に考えて品川区の魅力を創出していってほしいので、ぜひよろしくをお願いします。

○新妻副委員長

シティプロモーションというよりは、このパンフレットのつくりについて少しお伺いしたいのですが、このパンフレットは非常にわかりやすく、魅力的で、手にとって読んでみたいと思わせるようなものだなと思うのですが、情報のバリアフリーという観点から、障害のある人に対するパンフレットの作成のあり方についてです。視覚に障害のある方にもパンフレットを見ていただきたいと思われるところも、品川のシティプロモーションの1つなのかなと。そこで障害者の方も見やすいパンフレットという中で、音声コードがここには反映されていないのですが、その考え方についてお伺いできればと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

今、委員からご指摘のありました情報のバリアフリーの関係は、作成の段階でテーマとさせていただきます。この冊子の中にはそういうものは入れてはいないのですが、先ほどご案内した電子書籍版、いわゆる音声で聞けるような形で今回はフォローさせていただいております。あと、こういう冊子を配っていますよということをお伝えしなくてはいけないので、これからどういう形で周知していくか考えてまいりたいと思います。そういう部分もこれから注意しながらやっていきたいと思っております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

あわせて、例えば障害のある方でもこういう方法で見られるということ、該当団体の方にぜひお伝えいただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○高橋（伸）委員

ご説明どうもありがとうございました。冊子のことなのですが、B5判刷りですごく見やすくて本当にいいと思うのですが、細かいことを1点だけ。

6ページ、品川区プロフィールというところで、荏原地区なのですが、「多くの住宅があり、特徴的な複数の商店街が活気を生む」とありますが、何かこれだけなのかと、商店街しかないのというイメージは、私も荏原地区に住んでいますので、すごく思うのです。

例えば、区としては神社仏閣というものはそもそもこういう冊子に出していいのか、表紙を見ると、品川神社だと思えるのですけれども、出ているのですよね。旗岡八幡神社に特化してみますと、平安時代から続いており、あと約10年で1,000年祭を迎える神社なのです。旗岡八幡神社以外にも、小山地区でも豊町地区でも二葉地区でも神社はありますよね。その中でも、お正月には七福神めぐりをやったりとか、そういうことも、ほかの地区でもやっていると思うのですが、商店街だけというところと何かちょっと寂しいなと思っていて、もしまた改訂があるときに、検討していただきたいなと思います。これは要望です。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

ほかになれば、以上で本件を終了いたします。

(3) ○歩道橋補修工事請負契約

○伊藤委員長

次に、(3)○歩道橋補修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

私からは、報告事項の(3)○歩道橋補修工事請負契約につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は9,000万円以上の工事請負契約につきまして、本委員会にご報告するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況につきましては、2ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

番号1番の会社の辞退理由でございますが、こちらは工事内容を精査した結果および配置予定技術者の都合がつかなくなったためでございます。

番号2番の会社の辞退理由でございますが、こちらは配置予定技術者の都合がつかなくなったためでございます。

番号4番の会社につきましては、入札金額が最低制限価格未満のために、無効としたものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含めまして1億2,036万7,800円、落札率は90.0%。

契約の相手方は、化工建設株式会社東京支店支店長、長澤正人。

支出科目は、平成30年度一般会計。

工期は、平成31年3月29日でございます。

恐れ入りますが、3ページの概要書をご覧くださいいただければと思います。本工事は、平成25年度に実施いたしました○歩道橋の健全度調査結果および日常点検で発見された損傷箇所について補修工事を行うものでございます。主な工事内容は、歩道橋の外装板改修工と、それに伴う仮設工でございます。

資料の4ページでございますけれども、○歩道橋の側面図と断面図がございまして、主な補修箇所を網かけで記載してございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

補修工事を行うということですが、これは通常のメンテナンスの範囲なのか、それとも健全度調査結果および日常点検の中で発見されて、緊急度が高いと判断されたものなのか。場所はわかるけれども、状況がわからないので、そこを伺いたいと思います。

何年か前でしたけれども、大井町駅からきゅりあんにつながるペデストリアンデッキの下が点検のときに結構さびていて、要するに、いつもよりもよく点検したら見つかったと私は受けとめたのです。そういう意味では、今回補修工事をするということで、必要な工事だとは思いますが、日常的な点検の体制や項目に不備はないのか、今回を機に何か改めることはないのか、そこも含めて教えていただきたいと思います。

○立木経理課長

通常5年ごとにこういう橋梁等の点検が行われると聞いてございます。あと、損傷具合によりまして、例えば早目にやったほうがいいもの、それとももう少し様子を見て、順番にやっても大丈夫なものというふうな分け方で修理をしているというふうに所管からは聞いております。

ですので、今回の補修工事につきましては、通常の劣化に関する点検に該当したものでございまして、それは順番にやっていく工事の一環ということを所管から聞いております。

○中塚委員

念のため、今回の歩道橋の健全度調査結果と日常点検によって工事が必要だと判断したのはこの場所だけなのか、今回はやらないけれども近いうちにやるというものがあるのか。危険な場所がないようにという意味なのですか、ご説明いただきたいと思います。

○立木経理課長

今回の点検につきまして、補修箇所が外装というところで、特にそのほかの不具合ということではなく、今回はただの外装工事というか、通常の補修工事をするというふうに聞いております。

○いながわ委員

先ほど聞き逃してしまったかもしれないですが、平成25年度に実施した歩道橋の日常点検で発見された損傷箇所、ほかをやって、大体5年ぐらいのスパンののち、今回なのか。先ほど説明を聞き逃してしまったのかもしれないので、確認をいたします。

○立木経理課長

橋梁の本数が約60ぐらいあると聞いております。その中で、点検をした結果、補修が必要なものに優先順位をつけてやっていくということで、それが大体5年スパンで回ってくると所管からは聞いております。

5年で大体一回りするというような形でございます。

○いながわ委員

理解できないというか、平成25年度に実施した日常点検では、橋梁全部をやったわけですね。

要するに、5年たって、この歩道橋の補修工事を行うのかと。点検したのち、補修しなければいけないと考えたときから5年たっているのですけれども、順番にはやっているということで、私は、総務委員会に去年はなかったのかわからないのですけれども、こういうものが毎年出ていたのか。それとも、たまたま最後の1本が今回なのか、何というのだろう、言わんとしていることはわかりますよね。5年間、何していたのですかと感じてしまいます。

○立木経理課長

調査を5年ごとにやる中で、損傷具合によって全体を5年に分けて順番に修理していくため、○歩道橋に関しては本年度になったと聞いておりまして、それは損傷具合によって緊急度に優先順位をつけていると聞いてございます。

申しわけございません。工事の金額によりまして、報告が上がらない場合もございしますが、毎年きちんと計画を立ててやっていると聞いてございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。でも、単純に考えると、9,000万円以上だから今回審議されて、それ以下ということは軽微だったというイメージなのか、5年たって今やっているということは、損傷が少なかったということですよ。でも、こういう報告上がってきて、契約金額が1億円を超えているということは、損傷が少なくても、損傷がひどいものより金額が上がってしまうというケースが、あるかとは思いますが、そういう認識なのかなど。

もしかしたら平成25年度から、9,000万円以下の補修工事をどんどんやっていて、今回、たまたま最後ぐらいなのですか、そうしたら、今回たまたま9,000万円を超えてしまったと。それから5年放っておけるぐらいのダメージだったということですか。

○立木経理課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○吉田委員

通行者や下を通っている車とかに、具体的にどういう影響があるような工事になるのか。それから歩道橋でイベントがよくやられていますよね。そちらにも影響とかはあるのでしょうか、ないのでしょうか。それも含めて理解できないので教えてください。

○立木経理課長

今回は外装ですので、外側の工事でございます。私どもが聞いているのは、歩道橋の下は道路でございますので、そちらは片側ずつ夜間通行どめにして、仮設を組みながら工事をするため、歩道橋を通行する方への影響はほぼないということでございます。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

選挙啓発のあり方について

○伊藤委員長

次に、予定表2の所管事務調査を議題に供します。

本日は、今期の委員会において決定いたしました調査項目のうち、選挙啓発のあり方について調査を行います。

具体的な調査事項ではありますが、今後、品川区長選挙・品川区議会議員補欠選挙および統一地方選挙を控えておりますことから、本日は、若年層に対する政治参加の醸成に加え、障害者の方々に対するソフト・ハード両面にわたる投票支援の充実にも調査範囲を広げ、今後、区としてこれらにどのように取り組んでいくべきか、本区の実態や先進自治体の具体例のご説明を受けた上で、調査・研究を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、改めて理事者より説明をお願いいたします。

○秋山選挙管理委員会事務局長

それでは私から、選挙啓発のあり方についてということで、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。選挙啓発のあり方については、今、委員長から説明がありましたが、若者の政治参加の醸成についてということと、あと2ページ以降に障害特性に応じた合理的配慮ということで、項目立てをしております。

まず、若者の政治参加の醸成でございますけれども、そもそもこれが大きな話題となったのは、選挙権年齢が18歳への引き下げられたということで、平成26年6月19日の公職選挙法改正によりまして、18歳から選挙権を持つということになりました。最初の選挙は、平成28年7月10日執行の参議院議員選挙から適用ということになってございます。

これ以降の経緯でございますけれども、平成28年の参院選、平成28年の都知事選挙、平成29年の都議会議員選挙、平成29年の衆院選ということで、今まで4回、選挙を執行してございます。

全体の投票率はそれぞれの選挙によって上下いたしますもので、投票率については、18歳、19歳をそれぞれ出ささせていただいておりますけれども、その差をもって評価をしております。例えば、18歳の選挙投票率を見ますと、平成28年の参院選では全体よりプラス6.87%だと。右のほうを見ていただきますと、都知事選挙がマイナス8.34%、都議会議員選挙がマイナス1.20%、衆院選がマイナス3.26%ということで、当初はプラスであったけれども、それ以降マイナスであると。ただマイナスの幅は若干上下しているようなところです。

19歳のところを見ていただきますと、19歳も18歳と同じ年から始まりましたので、19歳の方も平成28年の参院選が初めての選挙となります。平成28年の参院選を見ていただきますと、マイナス0.15%、全体とほぼ同じ投票率でありましたけれども、平成28年の都知事選挙になりますと、こちらは1度投票をした方が19歳になっている割合が大きいということで、全体との差を見るとマイナス12.78%、右のほうを見ていくと、都議会議員選挙がマイナス15.28%、衆院選がマイナス12.30%となっております。若者の政治参加の醸成ということで、18歳、19歳の政治参加のところでは、下にも書かせていただいておりますとおり、平成28年の参院選で「とにかく選挙に行ってみよう」という啓発を国を挙げて大々的に行った結果、10代の投票率を上げるという点では一定の効果があったというふうに伺えます。

それ以降は、平成28年の参院選より下がっているということで、選挙に行くというよりも、投票するというみずから判断する力や行動する力を身につけるための啓発が必要ではないかということで、区としては、出前模擬選挙を含めた若年層に対する啓発に取り組んでいるというところでございます。

若年層を対象とした啓発の具体例でございますけれども、1つは出前模擬選挙でございます。これは明るい選挙推進協議会、明推協といいますが、協働して実施しているもので、平成26年に試験的に行い、平成27年度から順々に数を増やしていっているものでございます。

具体的な出前模擬選挙のスケジュールですけれども、期間当日までに学校との打ち合わせをし、選挙公約や投票の対象を決めたりいたします。学校において選挙の基本的な内容等についての授業を行っていただき、選挙公報等の内容についてグループワークを小中学校で行っていただく。

当日については、模擬投票ということで、投票用紙は本物の紙を用いて、投票箱、それから記載台も実際のものを使用して行われます。当然、模擬投票場所には投票管理者役の生徒の方たち、それから立会人役の方たち、開票には開票の管理者役等を立て、模擬投票を行います。そして、振り返りの授業等

を行っていただくという形で、出前模擬選挙を小学校、中学校を中心にやっております。

明推協の方々の意識としては、小学校で1回、中学校で1回、模擬投票を経験していただく。複数回経験していただくことで、選挙に参加する意識を上げていきたいとおっしゃってございました。

2ページ目をめくっていただきまして、新有権者への取り組みということで、18歳、19歳の投票率の関係がございましたので、平成28年、平成29年は18歳の方にメッセージカードを送っておりますが、平成30年からは19歳の方にも、誕生月に選挙に行きませんかということでメッセージカードを送ってございます。

それから、その他の啓発といたしましては、選挙物品の貸し出しということで、実際に使用する記載台、投票箱等を、こちらは特に中学校等で生徒会長の選挙等に活用されているようでございます。それから区内イベント、人がたくさん集まるところでの啓発を、こちら明推協の方と協働してございます。あと、立正大学の学園祭での啓発ということで、平成28年度から立正大学で選挙啓発を行ってございます。

他自治体の例といたしましては、NPO法人と連携した選挙啓発ということで、ユースクリエイトというのは、「若者と政治をつなぐ」を合言葉にNPO法人をつくっている方がいらっしゃいまして、こちらと連携をして選挙の啓発、模擬投票等を行っているところがございます。それから模擬選挙・ワークショップの実施、成人式や地域イベントでの啓発活動を実施している区がございます。

あと、愛媛県松山市では選挙コンシェルジュという制度をつくってございまして、これは大学生の方を選挙のセミプロということで選挙コンシェルジュと認定して、選挙の啓発などを行っていただいている。このような自治体がございます。

続きまして、障害特性に応じた合理的配慮ということで、こちらは平成25年5月の公職選挙法改正により、成年被後見人には選挙権がなかったものが、回復されております。また、平成28年4月の障害者差別解消法によって、障害について合理的配慮が法的義務として課されることとなりました。これを受けまして、選挙管理委員会では、投票制度の改善をはじめ、多くの取り組みを進めてございます。今後とも投票環境の向上が求められているということでございます。

具体的な内容でございますけれども、誰もが投票しやすい環境づくりということで、列挙してございますが、例えば広報・ホームページへの障害者・高齢者への配慮にはこういうものがありますというような掲載、それから投票事務ノートの作成ということで、後ほどご説明させていただきますけれども、3ページ以降に具体例がありまして、従事者の方に必ず読んでいただく対応マニュアルをつくってございます。3番以降については、読んでいただくとわかりますが、振り仮名を振ったり、段差を解消したりというものでございます。

3ページは、平成29年度の衆院選投票事務ノートより抜粋したものでございます。投票事務ノートという冊子をつくって、期日前、それから当日投票の従事者、これは職員、それからアルバイト等も含め全員に配布して、必ず読んでおくようにしてございます。

その中の「障害者・高齢者への対応」というところで、まずは貸出物品として車椅子を用意していませんか、従事者に対してこういうものがあるということをちゃんと認識できるようにしております。

それから、コミュニケーションボードの活用ということで、投票所における主な照会と回答を記載したコミュニケーションボード、これを指させば大体意図がわかるというようなもので、現物はこちらでございますけれども、下敷き状のもので、これを投票所の受付等に置いて、言葉の出ない方等々いらっしゃれば、こちらを活用してコミュニケーションいたします。また、筆談用のホワイトボードも各投票

所に配布してございます。

めくっていただいて、4ページでございます。従事者への伝達事項と申しますか、マニュアルですので、基本的なことですけれども、「対応の基本」として、相手の人格を尊重し、プライバシーに配慮すること、それから困っている方には進んで声をかける、コミュニケーションを大切にして、柔軟な対応に心がけてくださいということです。

注意点としては、選挙でございますので、投票の秘密等が守られなければいけませんので、介護をしている家族の方でも、投票の記載台まで同行することはできませんということを注意点として書かせていただいています。

それから（２）視覚障害者への対応、（３）聴覚障害者への対応、5ページにまいりまして、知的障害者への対応、高齢者への対応ということで、それぞれ障害の方の主な特徴、それから接し方、そういう方たちにどういう支援ツールを用意しているかを一覧にし、載せているものでございますので、内容についてはご覧いただければと思います。

1枚めくっていただいて6ページでございます。障害者や高齢者が投票しやすいようなことということで、代理投票という制度をご紹介します。「速やかに主任に連絡」というのは、投票所に代理投票のご依頼があったら、従事者は速やかに投票所の主任に連絡を下さいという意味でございます。

代理投票というのは、字の読み書きができないために投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方に対して、事務従事者が代筆をし確認をして投票する制度でございますので、こちらの制度を従事者に周知しているものでございます。

それから点字投票につきましては、視覚障害の方が点字器を用いてする投票で、こういうものがありますのでご利用が可能だということを、従事者に周知しているというものでございます。

以上、ご説明させていただきましたけれども、若年層への啓発、それから障害特性に応じた合理的配慮ということで、選挙管理委員会として様々行なっているものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。1ページに小中高と育成会における出前模擬選挙の実績などが書いてあるのですが、平成26年度から試験的に延山小学校で始めて、そのほかの学校では、この数が実施した学校数ということでよろしいのですか。

要は、学校はもっと多いと思うので、あくまでも明推協と連携して実施しているので、出前模擬選挙を増やせば増やすほど明推協の方に負担がかかってしまう。それもどうなのかなと思うのですが、出前模擬選挙をやっている小学校もあれば、やっていない小学校もあり、やっている中学校もあればという部分で、対象の学年は何年生ぐらいからなのか、その辺を軽く教えてください。

あと、やっぱり一番選挙権年齢に近いのは高校3年生とかそのあたりなのですが、高校では、都内いろいろなところから、区内の人だけというわけではないので、なかなか難しいのかもしれないですが、それは他区の投票率を上げるのに貢献してもよろしいかと思うので、高校3年生ぐらいでの出前模擬選挙というのもどうなのかなと思うのです。そして、やはり区内の小中学校でやるのだったら、バランスよく全部の小中学校でやるべきであって、例えば、市民科か何かを組み込んで、必ず毎年1回行うとか、何かやっていかないと、せっかくここまでやってもらっていて、明推協の人たちには、生業の

かたわらにやられている方もいらっしゃるので、ご負担をかけずにやっていくのも必要なのかなど。

委員長、ほかに触れてはまずいですか。期日前投票は、いいですか。

我が会派でも要望して、期日前投票所をアトレの中に設置していただきました。昨今の衆院選のように間に合わないため結局だめだったというケースもあるとは思いますが、ほかの場所にも設置をすれば投票率の向上につながっていくのかなど。

大井地区ではアトレでいいのですけれども、荏原地区ではどこかあるのか、大崎地区ではどこかあるのか。品川シーサイドの例えばイオンにあってもいいのではないか。あの辺は高層マンションがあるので、そういうことも踏まえて、もっと箇所数を増やしていくことについてどうお考えなのか。それから、期日前投票ではない普通の投票は小学校の体育館とかでやられていると思うのですけれども、それは公職選挙法上、学校といった施設でやらなければいけないのか、もしお答えできるのであれば、それも教えていただきたいです。

もっと言うのであれば、期日前投票でそれだけ投票率が上がっているのであれば、普通の投票もアトレやイオンなどに設けてやってもいいのではないかなどと思い、質問をさせていただきます。

○秋山選挙管理委員会事務局長

幾つかご質問をいただいておりますので、順々にお答えしていこうと思います。

まず、小学校でやっていないところという話でございますけれども、もちろん小学校37校、それから中学校15校、全部でやりたいということで、明推協とも話をしておりまして、明推協の希望としては全校ということでやっているのですが、やっぱり学校のほうに行くと、まだまだご協力を得られていないところがあります。その辺は学校にも鋭意働きかけをしつつ、ただ、状況としては、平成30年度は小学校21校、中学校5校ということでありますけれども、これはちょっと前の時点で了解がとれたところですので、今年はもうちょっと増えるのではないかという話もしております。

あと、実際にやっている学年ですけれども、小学校ですと5、6年生が中心です。5、6年生の合同であったり6年生のみであったりという形です。中学校であれば、8年生、9年生が大体対象になっております。それから高校についてですが、高校生は18歳がいるので、そういう意味で啓発が重要だと思っはいますけれども、区の選挙管理委員会としてやれる範囲というのもございますので、高校にもお話をし、依頼があった学校で行っているという状況でございます。それから、東京都の選挙管理委員会が、都立高校を中心にというわけではないのですけれども、都の管轄として、模擬選挙等をやっているということもございます。

それから、期日前投票所のお話でございますけれども、まず、アトレ以外のほかの施設ではということなのですが、こちらも幾つかのところにお話はさせていただきました。期日前投票所を民間の施設でできるようになったということで、お話をさせていただきましたけれども、1つは場所がないということ、それから日程的に難しい、物理的な動線がとれないなど、いろいろ相手方の対応が難しいということで、なかなか実現できていないというのが正直なところでございます。

アトレで平成28年から行ったと思うのですけれども、期日前投票がそういうところできるとなったときに、もちろんイオンも含めてお声がけはさせていただいております。ただ、なかなかこちらの求めるような場所が確保できないという状況がありまして、実現していないところでございます。

それから、投票の場所なのですけれども、多ければ多いほど投票機会が広がるのかなどということは考えておりますが、期日前投票所の場所は区役所も入れて区内14カ所あり、人口の割には23区の中でも比較的多いほうかなと感じております。そうは言っても、利便性の高いところには、増やしていかな

ければいけないと思っておりますが、なかなか条件、相手側の条件も含めて、必要なものがありますので、今後とも検討はしていきたいと思っておりますのでございます。

○吉田委員

出前模擬選挙の内容なのですけれども、スケジュールから読み取ると、誰かが候補者役をやり、選挙公約を言って、そこから選ぶという内容なのかなと。選挙公報なんかも準備するのですかね。こういう、いわゆる投票行動を促す授業というのもすごく大事だとは思っておりますけれども、やっぱり選挙に行こうという意欲をもう少し高めるためには、投票行動がどういうふう to 実際の政策に結びついていくのかとか、その辺の実感が持てるような授業が必要なのではないかなと思っております。

例えば他自治体の例のユースクリエイトがやっているのは、そういう授業というか、授業に限らないと思っております。それこそワークショップだったりなんかをしているのだと思っておりますが、現在区では、とりあえず投票行動を促し、投票に行こうよということについては非常に啓発に力を入れておられるのだと思っておりますけれども、投票行動への動機づけになるような授業の実施について、現在と、それから今後の見通しを含めて、お考えがあったら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

出前模擬選挙の内容でございますけれども、私の説明が足りなかったのかなと思っておりますが、決して投票行為だけを体験してもらおうということの主眼に置いているわけではございません。資料のスケジュールの中にもグループワークと書かせていただいておりますけれども、その中では、例えば候補者同士の主張をワークシートに並べて、どういう主張を自分たちのグループとして選んでいくのかという議論をしたり、議論した結果が候補者の票数になるわけですが、それによってどういう施策が進んでいくのかというようなことも、小学校の5、6年生ですので、詳しいものではないにしても、そういう形で、投票を体験するというだけでなく、選挙をするということは何かを決めることなのかということも含めて、出前模擬選挙で行っているところでございます。

ただ、そうは言っても、授業は私どもではできません。あくまでも教育の部分は学校の先生とお話し合いをさせていただいて、授業等でいわゆる主権者教育と言われるような内容については、私どもも協力をしてやっているのですけれども、どうしても出前模擬選挙が中心になっているというのが現状でございます。

今後につきましては、まずは全校でやりたいと考えておりますし、授業も含めて複数回経験していただくということが将来にわたって投票行動のもとになるのではないかとということで、今後も続けていきたいと考えております。

○吉田委員

選挙管理委員会が直接授業するわけにはいかないというところが、こういう啓発事業の難しいところかなと思っておりますけれども、その辺は、例えば教育委員会と連携するなど、そういうようなことを考えていただきたいなと思います。これはぜひ進めていただきたいという要望です。

もう1つ、伺うのを忘れてしまったのですけれども、出前模擬選挙というのは大体1時間なのでしょうか。そうすると、その1時間の間にこれだけを詰め込んでいるのでしょうか。今、何でも学校教育のときから啓発しないと無理だよねということがすごくあって、学校の現場でもそれを入れ込んでいくのがすごく大変だというのは理解しつつも、でもやっぱり学校でやらなければだめだよねという感じで意見を言っているわけなのですが、この内容は1時間で行うと理解してよろしいのでしょうか。

例えばもう少し興味のある生徒だけ集めて課外で授業を行うようなことも今後視野に入れていらっ

しゃるのか、その辺についても、お考えがあったら教えてください。

○秋山選挙管理委員会事務局長

まず、時限数なのですけれども、実績を見ると、大体2時間かけてやっております。2時限目と3時限目とか、3時限目と4時限目とか、中学では大体5時限目というところがほとんどで、1時間でやっているところは2校しかございません。学校としても1時間でやるには内容が厳しいというところですよ。

教育委員会との連携ということでございますけれども、教育委員会は教育で、選挙管理委員会は選挙ということではなくて、やはり学校現場の忙しい状況というのはこちらとしても理解していますので、出前模擬選挙というパッケージを選挙管理委員会や明推協として用意していますので、その前後の主権者教育にわたるような部分も含めて、両方一緒にやると、より効果があるのではないのでしょうかということを学校にお話をさせていただいて、学校の協力を得て、今、実施しているというところでございます。

なかなか、実施数が増えていきますと、何でうちはやらないのですかみたいな話がちょろちょろと出てきたりしていますので、その辺を含めて、もう少し頑張っていきたいなと思っていますのでございます。

○吉田委員

学校の中に入り込むのは、私も活動の中ですごく苦勞したことがあるので、難しいことはよく承知しています。ただ、やはり学校での教育というのはすごく大事で、この投票率の表を見ると、とにかく選挙に行ってみようという啓発は、一時的に投票率は上がるけれども、結局選挙に行ったことについての手応えみたいなのが感じられなくて、下がってきてしまっているのかなと思いますので、ぜひその辺はいろいろな視点を持って広げていっていただきたいと思います。

その視点を広げる1つとして、NPO法人（ユースクリエイティブ等）となっていますが、幾つかこういう若者自身が若者への啓発をやっているNPOがありますので、ぜひそういうNPOとの連携というの今後考えていっていただきたいなと思います。これは要望にとどめますので、ぜひご検討ください。

○中塚委員

出前模擬選挙という取組みが、この間、広がってきて、ここにしっかり力を入れていくことが、若者の政治参加の醸成にはとても大事だと私も思います。

先ほどのご説明にもありましたけれども、投票するということを体験するにとどまらず、選挙とは何なのか、投票行動を将来にわたってつなげていくという点がとても大事ではないかと思います。やはり自分の投票と選挙結果が実際の政治や行政運営にどうつながっているのか、そこを小学校、中学校、高校、育成会の方々、大学、それぞれの教育機関などで体験をしながら、社会のあり方について考えていくという機会に発展させていただきたいと思います。

そういう意味で、既に始まってはおりますけれども、小中学校や高校、大学と連携してカリキュラムをつくっていく、選挙管理委員会としてのアイデアや学校独自のアイデア、それぞれがアイデアを出しながら出前模擬選挙の内容を充実させていくことが必要ではないかと思うのですけれども、関係機関との連携の強化について、ご意見を伺いたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長

教育機関との連携の強化についてでございますけれども、もちろん出前模擬選挙は、ただ単に体験をしていただくだけではなくて、もちろん体験をしていただくというのは重要なことであり、体験することによって選挙に対する意識も変わっていきますので、選挙とは何たるかということの教育と体験を合

わせることによって、相乗効果が出てくるのかなと思っておりますので、連携をして、いろいろなバリエーションをつくってやっていきたいなどは思っておりますが、明推協とも協力して、臨機応変な対応というのやりたいところではあります、一般の方たちもいらっしゃいますので、まずは出前模擬選挙というのを一つ品川区としてのパッケージをつくり上げていく。まだ途中なのかなとは思っておりますけれども、その中でも、タイムスケジュールをかなり細かく決めて、まずは形としてこれができますよというのを学校に示していった上で、その次の段階として、それぞれの学校でどのようなことができるのか、それから各学校でいろいろ形が違ってきくこともあるかと思っておりますけれども、そういう対応をしていきたいと思っております。そうは言っても、連携の強化というのは当然必要なことですので、今年9月に選挙があるため、その時期を外してとなると、期間は短いのですが、学校での出前模擬選挙をどんどん進めていきたいというふうに活動しているところでございます。

○中塚委員

ぜひ連携を強化していただいて、出前模擬選挙の内容を充実していただきたいと思っております。

選挙啓発のあり方については、私も区議会議員ですし、1週間の候補者活動というものも経験するわけですが、ただ、有権者から見て、多く言われるのは、率直に言って、投票率の関係にもつながってくるのでしょうかけれども、職員の皆さんも地元に戻ったときの自治体の選挙をイメージしていただければと思うのですが、誰が出ているかわからない、何が公約かわからない、どんな人かわからないというまま、投票日を迎えてしまっているということが現状だと思っております。

そういう意味では、品川区の選挙管理委員会だけが法律に定めのないことができるわけがないのですが、選挙のさまざまな仕組みも、有権者が政治により参加できるような形に変えていく、改善していくことは必要なことだと、これは意見で述べたいと思っております。

3つだけ、質問と意見なのですが、私の知っている地域のあるお母さんが、子どもと一緒に投票所に行ったときに、小さいころは何も言われなかったけれども、まだ有権者でない中学生のときですか、投票に行ったら、投票所に一緒に入ることができなかったという話をおっしゃっていたのです。

小さいお子さんと一緒に投票に行くこともあり得るでしょうし、中学生はまだ有権者ではありませんから、お母さんにしてみれば、こういうことがあるのだよというのを感じ取ってほしいという思いもおっしゃってございましたけれども、有権者の年に達していない方が投票所に入るときの年齢というのは、決まっているのか、対応がばらばらになっているのか。

有権者は一緒に行ったらだめですが、有権者でない子どもの年齢の場合は、投票所に行くというのも1つの体験につながっていくのかなと思うので、投票所に入ることができる年齢について伺いたいと思っております。

もう1点は、病院での投票なのですが、体験した方に話を聞くと、名乗り出ればいろいろ対応はしてくれるのだけれども、病院からは、院内投票というのでしょうか、それができますよというアピールが、実感としてはなかったとおっしゃっていたのです。もしかしたら病院のどこかにあるのかもしれないけれども、実感としてはなかったと。そういう意味では、院内で投票ができますよという周知も、今後工夫が必要なのではないかと思うのですが、それが2点目です。

あと3点目は、障害特性に応じた合理的配慮ということですが、それぞれ知的、身体、視覚、聴覚、さまざまな障害の方々への対応が必要になってくると思っておりますので、これはぜひ障害の団体の方々とも率直に懇談をしていただき、現状の対応のご紹介やそれに対してのご意見を伺うという場があると、より投票しやすい環境につながっていくのかなと思っておりますけれども、そうした取組みを選挙管理委

員会としても進めていただけたらと思うのですが、それぞれいかがでしょうか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

まず、投票所への立ち入りの件でございますけれども、これは公職選挙法の第58条で、投票所に入りし得る者という規定がありまして、選挙人、投票所の事務に従事するもの、投票所を監視する職権を有する者または警察官でなければ、投票所に入ることはできないと決まっております。

ただし、選挙人に同伴する子どもはその投票所に入ることができると書かれております。18歳未満の者をいうということで、これが最近改正になりまして、それまではそういう規定がなかったので、赤ちゃんとか小さいお子さんについては、親が、子どもを観てくれればいいですよという形で選挙管理委員会としてはアナウンスをしていたというのが実態でございます、小学生とか中学生とか、もう自分で考えられるようになったら、ちょっと外で待っていてねというような取り扱いをさせていただいておりましたが、こういうふうになりましたので、18歳未満であれば、投票所に入ることができるようになりました。

ただし、投票はできません。なので、お子さんが投票しようとする、ご本人が投票してくださいという声をかけさせていただいているというのが現状でございます。その辺は一緒に入るとか手を添えるとか、本人の投票の意思が反映されなければいけないので、そういう規定になっているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、病院内での投票なのですけれども、不在者投票ができる指定施設を指定してございまして、その指定施設であれば、不在者投票ができるということで、こちらはホームページ等で公開しております。指定施設に対する説明会も区では行っておりますので、その席で、入院されている方で希望する方については、投票ができるということを周知していただきたい旨を、お話しさせていただきたいと思っております。

それから、障害者団体との意見交換ということでございますけれども、もちろん対象の方とお話をするという事は非常に重要だと思っております。どういう方法で、どなたとやるのが一番いいのかとか、その辺については、今後、よく検討させていただきたいと思っております。

○中塚委員

病院内での投票について、希望する方とおっしゃっていましたがけれども、いろいろ周知はされているのですが、実感として、今、入院している場所ができるのかできないのかというのは、有権者自身ではわからないという実態があると思っております。希望する方はできますよという案内をするのは、病院の、みんなの目につく受付なのかどこかはわかりませんが、そういう工夫は必要なことですので、ぜひ検討していただきたいと要望したいと思います。

それから、障害のある方から話を聞くと、障害を持っていても社会に参加することができる、この社会で生きていくことができる、その一環として選挙の投票があるということ、親御さんや家族の人はそういう思いを持っていらっしゃるのだなというのが話していてよく感じるのです。私も社会の一員なのだということを、選挙の投票を通じて実感できるというのでしょうか。ぜひそういう思いが実現できるように、関係団体との懇談会も具体化していただきたいと思っておりますけれども、こちらは要望で、先ほどの病院内での投票については一言ご答弁いただきたいと思っております。

○秋山選挙管理委員会事務局長

不在者投票の制度も含めてなのですけれども、選挙のたびに、事前に広報で特集号を出させていただいております。その中で、入院中の方もそういうことができますというような周知をさせていただいて

おりますし、今回の広報からは、障害のある方に対する投票できますということ、目立つように書いておりますので、そちらのほうで対応していければなと思っています。

もちろん病院に対しては、説明会のときに、できますというよりも、やれる準備がありますとか、いろいろ周知をしていただくように、こちらからも働きかけていきたいと思っています。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。2点質問させていただきます。

出前授業のことなのですが、延山小学校から始まって、荏原南地区から広がっていったのかなど私は認識しているのですが、この先、公立の小学校と中学校、全校でやっていけばいいなというお話なのですが、仮にやるにしても、スケジュールの調整とか、明推協でもお仕事を持っておられる方がいる中でやらなければいけない。実際にこれから全校でやるに当たって、スケジュールの調整も大変なのではないかなと思います。

その辺のところを再度お聞きしたいのと、あともう1点は、高校なのですが、例えば都立高校からこういう出前模擬選挙をやりたいと品川区の選挙管理委員会に問い合わせがあった場合には、都立だと、やはり東京都の選挙管理委員会が窓口になるのかどうなのかと思ひまして、その2点、お聞きしたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長

スケジュール調整は、正直言って、大変です。校長会でお話をさせていただいたり、具体的には明推協の各地区の方が入って校長先生に話をさせていただいているというのが現状でございます。私たちとしても、協力して、バックアップしていきたいなと思っております。

それから都立高校なのですが、こちらに問い合わせがあった場合は、東京都に回すということではなくて、私どもでちゃんと対応させていただいているというところでございます。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 その他

○伊藤委員長

次に、順番を変更して、予定表4の「その他」でございます。

その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ないようですので、以上で「その他」を終了いたします。

3 行政視察について

○伊藤委員長

最後に、予定表3の「行政視察について」を行います。企画部長、総務部長および区議会事務局長のみお残りいただき、その他の理事者の方々はご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

委員会を暫時休憩いたします。

○午後2時40分休憩

○午後2時45分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

予定表3の「行政視察について」を議題に供します。

本日は、お手元の行政視察についての資料をもとに、視察先の概要について、理事者より簡単に情報提供していただきまして、その後、視察先における調査事項など、ご意見があればお願いしたいと思います。なお、京都市の調達テーマにつきましては、先方と調整する中で、「ネーミングライツを活用した公民連携について」から「ロームシアター京都のネーミングライツについて」と変更させていただきました。

また、行政視察の同行理事者につきましては、榎本総務部長との報告を区長より受けておりますので、あわせてご報告いたします。よろしく申し上げます。

それでは、視察先、調査項目に関するご説明を、浜松市からお願いいたします。

○榎本総務部長

それでは、行政視察資料に基づきまして、浜松市のご説明をさせていただきます。

浜松市は、人口80万人余、33万6,000世帯、面積が1,558平米ということで、かなり大きな政令指定都市でございます。調査内容は総合窓口の設置についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。浜松市の総合窓口の設置の経緯でございますけれども、昭和63年のオンラインサービスの研究会を皮切りに、オンラインシステム導入の提案がありまして、その中で、取り扱い業務の拡充や市民課の総合窓口化の決定をしたところでございます。実際に窓口ができたのは平成5年です。市民総合窓口センターを開設し、業務を開始したところでございます。

その特徴でございますけれども、(2)のところ、本庁舎内の各フロアに分散していた住民記録、年金、福祉、国保、教育等の窓口業務を統合して、区民生活課でもって証明書等を発行できるようにするというのと、システムにおいては、市内の各地域に設置している協働センターとの間の情報通信ネットワークを結びまして、それぞれの協働センター等でも直接届け出書類の受付や証明書の発行を可能にしているものでございます。

なお、浜松市は政令市ですので、7つの行政区が入っているものでございます。本庁舎内には中区役所がちょうど入っているところで、それ以外の区というのが東区、西区、南区、北区という、東西南北と中区で5つ、それからあと浜北区と天竜区という形で、7つの行政区で市全体をカバーしているということでございます。

(3)に行きまして、総合窓口で取り扱いできる事務はこの表に掲げたとおりでございますけれども、9課で、大きくくくってある15事務ということで、住民異動関係から印鑑関係、戸籍、電子証明、マイナンバー関係、裏面に行きまして、旅券の関係、外国人登録、国民年金、国民健康保険、後期高齢者の医療保険、介護保険、障害者の医療費の手続、児童手当等、税金関係の市民税・県民税の証明書等、資産関係の証明書等、それから転入学の通知等を行えるということで、かなり多くの種類の証明書の発行等ができる窓口となっております。

○伊藤委員長

続けてお願いいたします。

○中山企画部長

視察順ということで、京都市のロームシアター京都のネーミングライツということです。

京都市は150万人に達する政令指定都市でありますけれども、めくっていただいて1ページ、京都市のネーミングライツの取組みですが、ネーミングライツの経緯ということで、市の施設・イベント等について、全部または一部に通称命名ということで、一部にも命名することができるというところです。

皮切りがわかさスタジアムということですが、先に4ページをおめくりいただきたいのですが、現在までに既に12施設ということで、西京極野球場が、わかさスタジアムになっていて、京都市美術館までございます。この後、京都市宝が池公園運動施設フットサルコートを入れて13になるということですが、表の3番目ぐらいのところに京都会館がロームシアター京都ということで、ローム株式会社がネーミングライツを契約したということですが、

それで、1ページに戻っていただきまして、京都市のネーミングライツは、ネーミングライツの実施要綱というのを進められております。その中で考え方を整理しておるということで、目的の中の①にあるように、民間企業を通じての施設の魅力向上と社会貢献の促進を位置づけております。ただし、京都の歴史性、品位・品格を考慮することというのも明確にしているということですが、

それから③のところ、対象としない業種なども定めていて、歴史に由来する固有名詞が付されている建物とかで、元離宮二条城といいましたか、そういう歴史的なものなんかはネーミングライツから除外するということです。先ほどの4ページの次にネーミングライツ実施要綱があるのですが、この基本的な考え方の中に、例えば第4条の(3)に、元離宮二条城などとか、このようになんかきめ細かに規定をしていることが1つの特徴ということでございます。

それからめくっていただきまして、2ページの(4)京都市ネーミングライツ市民等提案制度ということで、基本的には年間を通じて受付をしており、実績として3件出てきているという状況です。

それから、ロームシアター京都、ご視察いただく予定のところですが、1960年に建設、50年強という中で、いろいろ言われているのは、改築に相当な経費がかかるということで、これを厳しい財源の中で捻出するという中から、ネーミングライツを取り入れるという形で、五十数億円というコストがかかるというものを、なるべく市の負担を減らそうということが言われているようです。

施設規模は、メインホールが2005席と、かなり大規模ですが、資料にもあるように、ロームシアター京都の名称がネーミングライツそのものですし、先ほど施設の一部とありましたけれども、施設のメインホールであるとか、典型的なのが広場のところで、ロームスクエアという名称がついてますし、サウスホールだとかパークプラザ、こういう名称がネーミングライツにより付けられています。

次に、おめくりいただきまして、大阪府大阪市でございます。これは300万人になる政令指定都市ということで、24区の行政区がございますけれども、調査テーマは大阪市のICT戦略でございます。

1枚おめくりいただいて1ページに、経過ですが、平成6年に大阪市情報化計画を策定しておりましたが、システム導入がその後進む中で、平成19年、専門性に対応するために、任期付市副情報統括責任者、このときは総務局において民間登用を始めたということで、その後、プロジェクトチームを設置し、平成28年3月に第一次の大阪市ICT戦略を策定したということでございます。

それで、ICT戦略の中身の前に、組織体制でございまして、大阪市は現在ではICT戦略室を設置しております。先ほど総務局と説明しましたが、局長級をトップとする大阪市ICT戦略室を設

けております。つまり、単独局になってきたということで、ICT戦略室長というのが局長級です。

最高情報責任者、いわゆるCIOとか、最高情報セキュリティ責任者、CISOとか言われるのですが、それを兼ねたICT戦略室長ということで、民間公募をされているようでございますので、任期付、基本3年ということで、民間出身の方が局長級になっているということのようでございますので、その辺もご視察でご確認いただければと思います。

おめくりいただいて2ページに、大阪市のICT戦略推進ということで、大阪市ICT戦略ですが、平成28年に設置して、その当時では情報インフラの活用とか積極的データの推進、施策における活用ということで作成したわけですが、ご案内のとおり、IoTであるとかAI等々、さまざまなビッグデータの活用の動きもある中で、平成30年3月に第2版の大阪市ICT戦略が策定されたということです。

第2版のポイントは、基本姿勢と書いてありますけれども、最先端テクノロジーの活用、デジタルファーストの推進、データ活用社会の実現、情報セキュリティ戦略の強化の4つの基本姿勢ということで、この4つの基本姿勢を進めるためにICT戦略を設けておまして、その戦略の中の方針として、先ほどのものをもう少し砕いたというか、横文字になってくるんですが、スマートシティ、データ活用のことをデータドリブン、民間・他都市との連携でオープンイノベーション、それからICT利活用の向上ということでICTリテラシー、それから分野として災害・犯罪、安心・安全への対応ということでレジリエンス、その辺をターゲットにしてやるというのが特徴でございます。

第2版は次の次のページあたりからありますので、これは後でご覧いただければと思います。

そして、オープンデータ、ビッグデータを積極的に活用するというので、3ページにもありますけれども、オープンデータだけの独立のポータルサイトを設けながら、また、3ページの下段にあるようなアプリコンテストを行い、既に表彰対象となるようなアプリも出てきているということです。

それからめくっていただいて、ビッグデータについては、先ほど関係機関との連携ということですが、市ですから、大阪市立大学という専門機関もあり、そことの連携でいろいろとデータ分析を行うとか、車のビッグデータを活用したまちづくりの実証実験、これが先ほどのレジリエンスという部分に当たるのだと思いますけれども、行っているということで、オープンデータ、ビッグデータの積極的活用についても、この戦略に基づいて具体的・積極的に進めようという姿勢をとっているところでございます。

○榎本総務部長

それでは、広島県でございます。今までの3つは市でしたけれども、今度は県ということで、広島県で、人口は282万人、122万世帯、面積は8,477平方キロと、かなり大きな県でございます。調査テーマは働き方改革でございます。

1枚おめくりいただきまして、広島県の働き方改革ということで、今、いろいろ国を挙げて働き方改革をやっておりますけれども、多様な働き方を可能とするということと、中間層の厚みを増して、成長と分配の好循環を図るものだという形でございます。

2番目の広島県の働き方改革の改革推進の経緯ですけれども、(1)から2行下の後ろのほうに、ひろしま未来チャレンジビジョンというのがありますが、これが広島県の総合計画ということで、平成22年につくった計画で、その中で働き方改革を重要な施策として位置づけたものでございます。

働き方改革の取り組み促進に向けた施策を総合的に推進することで、「仕事でチャレンジ!暮らしをエンジョイ!活気あふれる広島県」を目指しているというものでございます。仕事も暮らしもという欲

張りなライフスタイルを実現したいという計画でございます。

その下、まず、県庁向けのものとの県の企業向けと2つに大きく分かれていますのでけれども、県庁内においては、女性職員の割合を多く採ったり、雇用を確保するためにいろいろ環境の構築をするという形でございます。

(2) 県庁内部の取組みについては、別紙で説明しますが、職場環境づくり、生産性向上の観点から、いろいろな取組みを行っているというものでございます。

実際にひろしま未来チャレンジビジョンの中で、この資料にはないのですが、広島県は現在282万人という人口なのですが、将来的な人口ビジョンでは、2060年には190万人になると予測を立てております。要は、人口減は当然という前提のもとで、その人口減をいかに抑えるかということで、この計画をやることで、190万人まで減らさないで、235万人ぐらいに、減らすカーブを少なくしようという目標で、この働き方改革を進めているというところです。そのまま減ると34%減ってしまうのが、18%減ぐらいにとどめたいというのが県全体の目標ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが広島県庁内での働き方改革を進めていますということで、大きく柱が2つありまして、仕事と暮らしの充実への取組ということで職場環境づくりと、2番目としては、生産性の高い働き方への取組という生産性向上でございます。

1番目のほうは大きく3つで、管理職のイクボス化の推進、育児を大切にしていこうという動き。それから2番目の女性職員の活躍の推進ということで、男性職員の育児参画の推進もあわせてやっていくと。それから柔軟な勤務形態の促進ということで、朝型勤務の実施等にも取り組んでいくというものでございます。

2番目の生産性向上につきましては、どこでもワークということで、ICTを活用したワークスタイルの変革の推進ということで、WEB会議システムの導入、テレワーク制度の創設、それからテレワークの対象を育児介護職員から全職員に拡大するというところで、その参加者を増やしていく制度でございます。

それから、どこでもワークの拡大ですが、場所、状況にとられない生産性の高い働き方を目指して、新型タブレットを活用したどこでもワークを拡大しますということで、どこでもワークのことが裏面の3ページにあります。平成31年度を目途に全職員がどこでもワークを実現しますという形で、テレワークでの仕事を進めているということでございます。

その下、1番の下線がついているところ、どこでもワークの目指す姿ということで、出張中のすき間時間とか、出張後、職場に戻らず業務を行い、不要な移動時間を削減するなどということで、業務の効率化や生産性を向上するということ。

それから1個飛ばしまして、下の黒丸3つ目ですが、台風等による災害や交通遮断で出勤できない状況でも仕事ができるようにということで、自宅もしくは最寄りの地方機関で仕事ができるようにしようということを目指しているものです。

それから2番、どこでもワークの拡大計画ということで、まずは本庁の職員からスタートしていますが、平成29年度ではさらにそれを拡大しているということ。それから平成31年度を目途に、職員の端末をデスクトップ型のパソコンから、モバイル型端末に切りかえることで、全職員がどこでもワークができる環境にしていこうとしております。

こういう環境をつくっていく中で、3番目のグーグル株式会社のWomenWillプロジェクトとの連携ということで、資料が次のページについています。「未来の働き方コンソーシアム・トライアル

について」ということをございます。これについては、育児期の女性や介護が必要な男性など、多様なバックグラウンドと制限を持った人材が、そのポテンシャルを最大限に発揮することができる新しい働き方への変革を目指して実証実験に取り組む、多くの企業、多団体間のプロジェクトということで、複数企業のもとで参加企業・団体にも情報発信して、実証実験を行っているというものでございます。

その下の枠囲みの中がトライアル2016の感想ということをございますけれども、丸ポチの1つ目、事前には32.4%の社員が、在宅勤務によって業務に支障が出るのではないかと懸念を持っていたけれども、その後の調査だと2.9%ということで、業務への支障は極めて小さいことがわかった。それから2番目は、管理職の在宅勤務に適した仕事がないのではないかと懸念も大幅に減少したということです。それから3番目に、一般社員も、在宅勤務のほうが集中できるのではないかと期待していたけれども、実証実験をやった後には、大きくそれが上がっているということで、効率性がいいという形でこのトライアルの結果が出ているというものでございます。

最後、おめくりいただきまして、裏面でございます。広島県の働き方改革の取組ということで、いろいろ目指す姿、全ての人が生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら、健康的に暮らしを楽しむことができる生活を目指すということで、目標値がそれぞれ平成32年度に現状値と比べてどれくらいアップするか、それから働き方改革の推進体制ということで、働き方改革推進チームを設置して、職場環境づくり、生産性向上に努めているという形でございます。そのような形で、県全体で働き方改革を進めているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご視察のほう、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長

ありがとうございます。説明が終わりました。

具体的な事業の内容につきましては、それぞれ現地にて質問し確認していただきたいと思っておりますが、この中で特に例えばここは調査していきたいとか、それからこの項目に特化して説明していただきたいというのがもしあれば、この場でお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

それでは、現地にて改めて活発な調査、質疑等をお願ひいたします。

なお、行政視察の報告書につきましては、視察先でお伺いする概要等の記載のほか、例年通り、視察後直近の委員会終了後に報告会を実施し、各委員よりご報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本件を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後3時06分閉会